

令和7年度山形県建設業女性キャリアアップ支援・外国人材定着促進事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 知事は、建設業における女性のキャリア形成、外国人材の受入拡大・定着促進を推進するため、女性や外国人を雇用している県内建設業者が実施する取組みに対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「補助事業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項による山形県知事許可業者又は国土交通大臣許可業者のうち、山形県内に本店を有する者をいう。
- (2) 「建設ディレクター」とは、一般社団法人建設ディレクター協会が開催する建設ディレクター育成講座を受講し、建設ディレクターに認定された者をいう。
- (3) 「技術検定等」とは、法第27条に規定する各種施工管理技士の資格取得のための試験等、業務上必要な資格取得に係る試験をいう。
- (4) 「技能検定」とは、技能実習生を対象とした、技能の評価に必要な都道府県職業能力開発協会が実施する随時試験をいう。

（交付の対象）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が雇用している女性・外国人従業員及び技能実習生に対し実施する別表に掲げる事業とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費（その経費のため国等の補助金、委託費その他の収入があるときは、当該収入を控除した額）の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は女性従業員への取組みについては1社につき250,000円、外国人従業員及び技能実習生への取組みについては1社につき150,000円のいずれか低い額とする。

（交付の申請）

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、原則事業開始日の30日前の日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- 2 補助事業者は、前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該

金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増又は3割を超える減額を伴う変更
- (2) 別表に掲げる事業の種類ごとに3割を超える増減
- (3) 30日を超える事業完了予定日の遅延
- (4) 事業の内容の著しい変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業の完了した日（前条第3項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過する日又は令和8年4月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象経費の支払に係る領収書その他支払の事実を証するものの写し

2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控

除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 概算払の請求は1回限りとし、請求額は当初の交付決定額の7割以内の額とする。

（帳簿の備付等）

第10条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、事業実施年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

別表

事業の種類	補助対象経費	上限額
女性キャリアアップ支援事業	雇用している女性従業員に対する以下の経費	
	（一社）建設ディレクター協会が開催する建設ディレクター育成講座の受講料	82,000円／人
	技術検定等の受検料・受講料、テキスト代	27,000円／人
	技術検定等の受検に係る交通費・宿泊費	県内：2,500円／人 県外：7,500円／人
	社内での技術検定準備講習会等の開催経費（講師謝金、資料代等）	20,000円／人
	その他知事が特に必要と認める経費	
外国人材定着促進事業	雇用している外国人従業員及び技能実習生に対する以下の経費	
	技術検定等の受検料・受講料、テキスト代	27,000円／人
	技能検定の受検料、テキスト代	10,000円／人
	受検に係る交通費・宿泊費（技能検定の場合で引率者がいる場合、1名分は補助対象とする。）	県内：2,500円／人 県外：7,500円／人
	社内での検定準備講習会等の開催経費（講師謝金、資料代等）	20,000円／人
	その他知事が特に必要と認める経費	

※1 補助率はいずれも1／2とし、女性従業員への取組みについては1社につき250,000円、外国人従業員及び技能実習生への取組みについては1社につき150,000円を上限とする。

※2 実績報告において、支出を証明する書類として、領収書の写しを添付すること。なお、領収書のあて名は対象団体名とすること。